

富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1 改正の趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法律」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）の改正に伴い、富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第41号）を改正するもの

2 改正の内容

災害援護資金の貸付金の償還金に関して、法律により、支払猶予、償還免除、これらを市が判断するために貸付者に対して報告を求めることができること等の改正が行われ、また、政令により、支払猶予について法律で委任された事項等についての改正が行われたことにより、富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例が引用している法律及び政令の規定を変更するもの

3 条例施行日

公布の日から施行する。

富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第41号）新旧対照表

新	旧
<p>(償還等)</p> <p>第15条</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>